

令和2年度地域包括支援センター職種別研究会の取組予定

職種・業務	取組内容
<p>主任介護支援専門員</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント業務</p>	<p>(1) 関係者向け研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーション研修 市内の主任介護支援専門員を対象にファシリテーションを学ぶ研修会を実施する。 ・介護支援専門員向け研修 春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会が実施する市内の介護支援専門員を対象とする研修の企画及び実施の支援を行う。 ・弁護士との勉強会 居宅介護支援等における法律の理解や解釈について学び、市内の介護支援専門員に周知する。
<p>社会福祉士</p> <p>権利擁護業務 総合相談支援業務</p>	<p>(1) センター職員の資質向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士との勉強会 高齢者支援に関わる法律の理解や解釈について学ぶ機会を設けるとともに、愛知県弁護士会所属の弁護士との連携を図ることを目的に勉強会を実施する。 ・他機関との連携を図り、知識向上のための研修 総合相談等に応じる際の知識向上、担当者との連携を図るため、春日井警察署との研修会を実施する。 <p>(2) 関係者向け研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応研修 高齢者虐待の早期発見・早期対応につながるよう支援体制を整えるため、介護サービス事業所に向けて高齢者虐待についての知識や対応についての研修を実施する。
<p>保健師</p> <p>介護予防ケアマネジメント業務</p>	<p>(1) センター職員の資質向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント研修（全2回） 地域包括支援センター初任者を対象とし、介護予防ケアマネジメントマニュアルを学ぶ研修会を実施する。 <p>(2) 介護予防ケアマネジメントの効果的実施のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供事業所向け研修 介護保険事業者説明会において、サービス提供事業所を対象とし、高齢者自身による介護予防の自己管理に向けた支援について講義を実施する。 ・ケアマネジメントCのケアプラン様式作成 要支援者等が高齢者サロンなどの地域資源を利用し、介護予防活動を自己管理により継続して取り組むことができるよう、ケアプランの様式案を作成し、様式変更を市に提言する。